

# 令和 5 年 度 第 2 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

5 . 5 . 9

第 2 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和5年5月9日 午前 9時30分

2 開会日時 令和5年5月9日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和5年5月9日 午前10時30分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	三宅勝二	出	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	欠	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	欠	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	畦 崎 友 梨	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	林 和 美	事務局次長	松 枝 大 作
推進委員	西 山 博 行	主 事	西 山 彰 人
推進委員	桑 田 圭 介	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子		
推進委員	西 江 敬 一		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 5 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 6 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 7 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 8 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
報告第 4 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について
報告第 5 号	農用地利用配分計画の決定について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

3 番委員

4 番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第2回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、新たに農政水産課及び農業委員会に配属された職員を紹介いたします。今年度採用となりました新入職員の小川です。農地法第4条、5条を担当します。それでは、小川からご挨拶を申し上げます。</p> <p>(小川挨拶)</p> <p>それではただ今から、第2回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を3番仁井名委員さん、4番梶田委員さん、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第5号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー4号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲渡人は、労力不足のため現在所有する農地を管理することが困難となっております。譲受人は、〇〇市にて〇アールほど営農しており、増反を図るにあたって、仕事で縁のあった譲渡人から農地を譲り受けることで話がついたとのことです。申請地のうち田では水稻、畑では柿を栽培する予定です。なお、譲受人は市外在住ですが、自宅から申請地までの距離は約〇キロメートルであり、自動車での通作が十分可能です。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	推進委員の方と一緒に現地確認へ行って参りました。現在は農地管理だけされているような状態でありました。事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー５号，ナンバー６号は関連がありますので一括して上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー５号，ナンバー６号でございます。〇〇から〇〇，〇〇に参ります ３条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲渡人は相続にて農地を取得していますが，農業経験がなく，管理が困難 となっています。この度申請地の近隣にて農業を営む〇〇氏，〇〇氏と話が つき，無償にて所有権移転を行うものです。</p> <p>譲受人は兩人とも〇〇地区にて３０年ほど農業を行っており，農機具等も十 分所有しております。申請地では，水稻を行う予定としています。</p> <p>農地法第３条第２項各号に定められております取得後のすべての農地を効率 的に利用すること，機械，労働力，技術，通作距離などをみても問題がない こと，農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないこ とから，許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。しかし，〇〇，〇〇は地目が田とな っておりますが，実際は畑のような状態です。そのため，地目を変えていた だくように助言したいと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，ナンバー７号，ナンバー８号は関連がありますので一括して上 程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー７号，ナンバー８号でございます。〇〇から〇〇，〇〇へ参ります ３条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲渡人は相続にて農地を取得していますが，市外に居住しており，管理が困 難となりました。この度，申請地の近隣に居住する〇〇氏，〇〇氏と話 がつき，有償にて譲り渡すものです。</p> <p>譲受人の兩人は，〇〇地区にて営農しており，この度取得する農地を含めて 管理する能力は認められます。</p> <p>なお，〇〇氏の所有する農地の一部に無断転用が見受けられる部分ござい</p>

	<p>ますが、適切な是正措置を行う旨の申立書の提出があります。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー9号、ナンバー10号は関連がございますので一括して上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー9号、ナンバー10号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>譲渡人は相続にて取得した農地について、高齢のため、ほ場から自宅まで距離があることから通作が困難となっていました。この度、申請地の近隣に居住する〇〇氏、〇〇氏と話がつき無償にて所有権移転するものです。</p> <p>〇〇氏は農業経営は初めてですが、この度取得する農地は自宅敷地に隣接しており、地積は〇平方メートルのため所有している耕耘機と草刈り機にて耕作は十分可能と認められます。家庭菜園程度に野菜を耕作する予定とし、営農計画書の提出があります。</p> <p>〇〇氏は〇〇地区にて〇アールほど営農しており、農業経験も十分に有しています。この度取得する自宅敷地に隣接する申請地では野菜を耕作する予定としています。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>挙手多数ということで決定させていただきます。          続きまして、ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー11号でございます。〇〇から〇〇に参ります、3条の所有権移転（売買）でございます。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明の前にこの案件について、意見があります。          約〇アールもの農地を農業経験の無い方が管理できるのか、計画書を見る限りは厳しいと考えております。本当に農業が出来るのかが不確かであり、皆様の意見を聞きたいと考えております。          事務局から営農計画書の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案件は、空き家バンクの関係での申請です。          事業計画として、家庭菜園及び花栽培を挙げています。出荷等は考えておらず、農業収入は無しとし、労働力は譲受人〇歳の一人です。所有農機具は現在、耕耘機1台のみですが、今後必要に応じて取得していくとのことです。          作物としては、ほうれん草やジャガイモ等の自家消費のためのものを作付するとのことです。</p>
〇番委員	<p>譲受人本人と話したところ、全ての農地を管理するには経験、能力、意欲が不足していると思います。〇反といえば、経験のある農業者でも一人で耕作するなら相当な労力を要します。兼業ですとなればなおさらです。          皆様の意見も伺いたいです。</p>
会長	<p>これに対して何か意見があればお聞かせください。</p>
〇番委員	<p>計画書通りに営農することは難しいと考えております。新規就農者の手に余る農地が、猪の寝床となるような荒れ地になるケースはよくあります。譲受人は農業以外の仕事をしており、〇アールの農地を管理することは難しいと思われま。耕作放棄地にならないように管理するという確実な約束を取り付けられない限り、許可にするべきではないと考えております。          これまでも、空き家バンクを通しての案件で耕作されていないところが見受けられます。</p>
〇番委員	<p>農地を誰もが買いやすい状況となったため、このようなケースは今後増えてくると考えております。今回のように、農業経験の無い方が一人で〇アールもの農地を管理することは難しいと私も考えております。</p>
〇番委員	<p>また、市外から笠岡市に移住される方が家を購入する際に、その住居に農地が附随しているため、仕方なく農業を始めるというケースは以前にもありま</p>

	<p>した。今回もそのようなケースであるという可能性は否定できません。空き家バンクは笠岡市に人口を増やすための制度であることは承知していますが、農地の権利異動はそれとは別個に考える必要があります。</p>
○番委員	<p>確かにその可能性は考えられます。最低限の農機具が揃っていないことから、農業に積極的に取り組むという印象は受けません。</p>
○番委員	<p>空き家バンク関係で移住してこられる方が農業を始められる場合、周辺農家とのつながりも薄いことが多いです。その結果、耕作放棄地となったのでは仕方がないと思います。</p> <p>このようなケースは、事務局の方が受け付けた際にすぐ担当地区の農業委員と相談をすることにしてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>今後は、空き家バンク関連の案件については、受付時に農業委員の方にあらかじめ確認をしてもらうという方針とします。</p>
会長	<p>この案件については、保留ということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで保留とさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」関連がありますのでナンバー1号、2号をあわせて上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー1号、2号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の田2筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場、施設の概要は駐車場でございます。</p> <p>申請者はこの度、申請地を転用し、隣接する自己所有農地での農作業の際に使用したいとのことです。〇〇は車を停める駐車場、〇〇は道路からほ場に入るための進入路となっております。</p> <p>申請地の農地区分は第3種農地であることから、許可妥当と思われれます。</p> <p>なお、当該申請地は、許可を得る前から駐車場として使用していたため、始末書が提出されております。</p> <p>周囲の影響につきまして、駐車場として使用されていた土地であるため土地は固く、土砂の流出等の影響はありません。また、雨水は自然浸透にて対応します。また、周囲に農地はありますが、建築物等の建設はないため日照、通風に影響を与えることもありません。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日、推進委員の方と現地確認に行っておりました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー3号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー3号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の田1筆、農地区分は第2種農地、転用目的及び施設概要は進入路でございます。</p> <p>申請者は、宅地への進入路として申請地を使用したいとのことです。申請地は第2種農地ですが、宅地と道路の間には申請地の他に土地がなく、代替性要件は満たしており、許可妥当と思われます。</p> <p>なお、申請地は令和4年度第6回農業委員会にて宅地での工事に伴う進入路として一時転用の許可を得ておりましたが、期間満了までに原状回復していることを確認済です。</p> <p>周囲の影響につきまして、コンクリート舗装を行うため、土砂の流出はないものと思われます。雨水排水については、南側に既存の水路に排水し、既存のヒューム管を利用し、申請地北側の市の水路へ放流するため、問題ないものと思われます。また、周囲に農地はありますが、建築物等の建設はないため日照、通風に影響を与えることもありません。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー4号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は農用区域内農業用施設用地、転用目的は牛舎、施設概要は牛舎2棟でございます。</p> <p>申請者はこの度、自身が経営する牧場の規模拡大に伴い、申請地に牛舎を増設したいとのことです。申請地は、農業用施設用地であり、許可規定「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しているため、許可妥当と思われます。なお、当該申請地は、</p>

	許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。周囲の影響につきまして、盛土はないため、土砂の流出はないものと思われまます。雨水は自然浸透にて対応します。また、予定建築物は全高8m程度のものであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われまます。以上でございます。よろしくお願ひします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。しかし、すでに着工したうえで始末書をつけての申請となれば、審議も難しくなると思ひまます。本来であれば、許可を得てからするものなので、着工の前に事務局のほうで情報を得て言ってほしいです。
○番委員	着工したうえでの申請では、周囲の農業に与える影響も事前に把握できません。ただでさえ干拓の臭気は問題となっています。
事務局	環境負荷については、厳しく指導をしているところでありまます。また、現在では、過去と比べて臭気対策が進んでおり、堆肥の匂いもかなり軽減されています。
○番委員	始末書をつけたらなんでも申請が通ると思われるのも問題であると思ひまます。事前に把握する方法はないのでしょうか。
事務局	今回の件については、事務局での干拓での調査によって発覚し、申請に至ったものです。他部署からの情報により農地転用申請を案内することもありまます。しかし限度もあるので、日頃最適化活動を行っていただいている委員の皆様がそういう動きがあるときに、指導していただいたり、事務局へ連絡していただくのも効果的であると思ひまます。
会長	決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー5号を上程しまます。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー5号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定(9か月)でございます。 申請地は〇〇の田1筆、農地区分は第2種農地、転用目的及び施設の概要は作業ヤードでございます。 借受人は、申請地を一時転用し、〇〇の橋梁工事に伴う作業ヤードとして使用したいとのこと。当工事は国土交通省発注の工事であり、申請地では、造成等を行わず現状のままで使用し、また、一時転用期間内に原状回復

	<p>するものであり、許可妥当と思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、敷鉄板養生を行うため、土砂の流出は無いと思われます。また、作業ヤードとして利用するため、雨水排水についての問題はないと思われますが、オイルパン付きの発電機や、オイル吸着マット等を事前に用意した上で重機を使用し、農地への回復に支障が無いようにします。また周囲に農地はありますが、申請地との境界部を壁ではなくフェンスで囲むため、通風に問題はないと思われます。使用する重機について一部は高さ45メートルほどになりますが、構築物等はなく日照に問題はないと思われます。また、敷鉄板養生の上の砂埃等には、必要に応じて散水し、周囲への影響を与えないようにするとのことです。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございます。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー6号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー6号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>申請地は〇〇の田5筆、農地区分は第3種農地、転用目的は共同住宅、施設の概要は長屋住宅2棟、駐輪場2か所、市道寄附部分、水路寄附部分でございます。</p> <p>譲受人は、申請地のうち〇〇、〇〇に長屋住宅を建築し、〇〇を市道、〇〇、〇〇を水路として笠岡市へ寄付したいとのことです。申請地は第3種農地であり、許可妥当と思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界には、擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水排水については、申請地内の適所に設置される排水溝・集水柵で既存の水路に放流するとのことです。また、生活雑排水については、公共下水に接続し、直接既存の水路に流入しないようにするとのことです。また、予定建築物は全高8m程度であり、周囲の農地への日照・通風に問題は無いと思われます。また、工事中に出るごみ等については、ダストボックスを備え、ゴミの飛散を防止し定期的に処理するとのことです。</p> <p>なお、当案件は1,000平方メートルを超える土地造成を伴うものであるため、都市計画法第29条第1項による開発許可申請がなされており、許可についても開発許可申請と同日許可となります。</p> <p>(※都計法開発について、簡易な説明を事務局より追加)</p>

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第8号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	令和5年5月16日の公告予定でとりまとめております。一般分については、10年以上の設定対象筆数が7筆、設定対象面積が5,317㎡、設定対象人数が2人。合計についても同様となっております。 これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第4号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第5号「農用地利用配分計画の決定について」でございますが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の件で、事務局から何かございますか。
事務局	(1) 次回農業委員会 6月9日(金)午前9時30分から <b>分庁第4 2階大会議室</b> (2) その他 ・令和4年度農業委員会親睦会の収支報告について ・最適化交付金について

- ・活動記録簿について
- ・全国農業委員会会長大会について
- ・おかやま女性農業委員会総会及び全体研修会について
- ・備中地区農業委員会女性委員会議について
- ・タブレットの配布及びStockの活用について
- ・農機具の貸出業務について

それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。